◎開議の宣告

議長（杉山和彦君）　おはようございます。直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付されているとおりです。

本日の出席議員は９名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

なお、欠席議員は８番、小川和男君であります。

また、職員につきましては全員出席であります。

（午前１０時００分）

◎一般質問

議長（杉山和彦君）　日程第１、一般質問を行います。

通告順に従いまして、９番、菊地英史君の質問を許します。

９番、菊地英史君。

（９番　菊地英史君登壇）

９番（菊地英史君）　皆さん、おはようございます。それでは、通告に従いまして一般質問を行わせていただきます。町長をはじめ理事者の皆様におかれましては、明確なご答弁をよろしくお願いいたします。

１つ目の質問です。町職員採用試験についてであります。当町がこれからも魅力的な自治体であり続けるためには、人的資源が重要なのは言うまでもありません。しかし、日本全体が人口減少下にあり、かつ変化の激しい時代の中では、人材を獲得する競争が激しくなっております。

近年、当町の職員採用試験においても受験者数が減少しているとの報告を受けております。これは、行政機関における職員の確保に深刻な影響を与え、町の行政運営にも支障を来す可能性があると懸念しています。

まず、受験者数の減少について、具体的な原因をどのように分析されているのか。特に若年層の職員採用を目指す中で、どのような社会的、経済的要因が影響していると考えているのかお伺いします。

また、この受験者数減少に対して、町としてはどのような対策を講じているのか。例えば採用試験の内容や実施方法の見直し、広報活動の強化、または採用後の職員定着を促進するための支援策など、具体的な取組があればお伺いしたいと思います。

２つ目の質問です。エンディングノートの活用についてであります。近年、少子高齢化の進行に伴い、人生の終末期を迎える町民が増加しています。こうした状況の中で、エン

ディングノートの活用が重要視されています。エンディングノートは、自己の最期に向けての希望や意向、財産分与、医療、介護に関する希望などを記録し、家族や関係者に対してその意向を伝えるためのツールです。

しかしながら、当町におけるエンディングノートの活用状況については、十分に把握できていないのが現状であり、どのような取組が行われているのか、また町としてどのような支援を行っていく予定があるのかお伺いします。

以上、２点についてお伺いします。ご答弁よろしくお願いします。

これで壇上からの質問を終わらせていただきます。

議長（杉山和彦君）　答弁を求めます。

町長。

（町長　石橋勝大君登壇）

町長（石橋勝大君）　おはようございます。９番、菊地英史議員のご質問にお答えいたします。

ご質問の１番目、町職員採用試験についてでありますが、社会情勢が激しく変化する現状において、高度に複雑化、多様化する行政ニーズに迅速かつ的確に対応し、質の高い行政サービスを提供していくためには、有為な人材を継続的に確保していくことが不可欠であると思っております。

全国的にも公務員の新規採用職員の確保が困難になってきている中、当町におきましても例外ではなく、受験者数の減少、さらに内定後の辞退が常態化している状況であります。受給者数の減少については、少子化や近年の社会情勢の変化による民間企業との競争の激化や、給与や待遇面での魅力度の比較によるものと思っております。

このような状況の中で、町では試験実施方法について、統一試験日とは別日程で行う個別試験の実施や受験資格年齢要件の緩和を行い、採用試験の実施要項等についてはホームホームページや広報紙への掲載による周知をしているところであります。

また、職員については、毎年１回、業務に関する意向調査を実施しているほか、横浜町職員のハラスメント防止及び対応に関する基本方針を定めるなど、職員の利益の保護及び公務能率の向上を図るとともに、働きやすい良好な職場環境づくりを促進しているところであります。

今後において、公務遂行に必要な人材確保をしていくために、新規学卒者等の採用だけではなく、民間企業等における職務経験を有する社会人の採用に取り組み、また町職員の志望者を増やすために、多様でやりがいのある町職員の仕事について、その魅力を発信する取組や適切な処遇の確保など、採用辞退の抑制にも資する魅力向上に向けた取組を進めてまいりたいと考えております。

次に、ご質問の２番目、エンディングノートの活用についてでありますが、例えば今は

元気だとしても、事故に遭って長期入院することになったり、認知症になってしまい日常生活の判断が難しくなるなど、もしものときは思いがけないタイミングでやってきます。そんなとき、残される家族にとって重要な情報を知ることは大きな助けとなります。ノートには、自分に関する情報である財産や医療介護に関する希望などを記録しておくことができ、議員ご発言のとおりエンディングノートの活用が重要視され、法務省と厚生労働省でも推奨されております。

さて、ご質問のエンディングノートの活用について、どのような取組が行われているのか、また町としてどのような支援を行っていく予定があるのかについてでありますが、町では３年に１回見直しされる介護保険事業計画の初年度に、第１号被保険者の対象世帯に「介護保険の手引き」を配付しており、その中に事前の備えと自分らしい暮らしのページでノートについて普及啓発を行っています。また、平成23年度には、各地区で開催しているいきいき教室でも、現在のノートとは一部違いますが、同じような内容を記録する「わたしの手帳」を配付し、地域包括支援センター職員がサポートしながら記入する事業も行っています。

さらに、令和３年度から令和５年度まで、医療介護従事者や民生委員、町内会長並びに一人暮らしの見守り活動を行っているほのぼの交流協力員を対象とした研修会を実施し、エンディングノートの活用について普及啓発を行っています。

今では、インターネット等で様式を簡単に手に入れることができ、一部の町民で活用している方もおられるかと思いますが、まだまだ活用されている方は少なく、高齢者の中には書き方が分からない、字が書けないといった課題もあります。これからますます高齢者の一人暮らし世帯が増加することが見込まれることから、引き続き介護従事者や民生委員等の研修会の継続、介護予防教室等での啓発の強化、さらにはサポート支援体制づくりを図ってまいりたいと考えております。

今後は町独自のエンディングノートを作成し、高齢者からの要望により配付したいと考えておりますので、議員各位のご理解とご協力を賜りますようお願いを申し上げまして、９番、菊地英史議員の質問への答弁とさせていただきます。

議長（杉山和彦君）　答弁が終わりました。

１点目、町職員採用試験についての再質問はありますか。

９番、菊地英史君。

９番（菊地英史君）　明確な答弁ありがとうございます。もう20年以上前の話になるのですけれども、私も以前横浜町の職員の採用試験を受けたことがありました。残念な結果ではありましたけれども、その頃は受験者数も結構多くて、合格することはまず無理だったのですけれども、コネがなければ入れないとか、そんなうわさが飛び交っている時代でもありました。

そのようなことがモチベーションの低下につながっていった可能性もあるのかなというふうな感じで思っております。できれば、まずそのようなことがあるので、透明性を出すためにも、本人の、受験した方のフィードバックにもつながる、例えば何人受験して何番目だったとか、点数は何点だったのかというふうな感じのことが希望すれば提供されるものかというふうなことが１点と、あともう一点がほかの自治体の採用試験の状況というのも調査されているのかどうかというのが２点目。

あとは、３点目が、人材確保の方法について、例えば学生等のインターンシップとか、そういった受入れも積極的に町として推進しているものかどうかというのを３点お伺いしたいと思います。答弁を求めたいと思います。

議長（杉山和彦君）　総務課長。

総務課長（菊池義規君）　それでは、再質問にお答えいたします。

まず１点目、フィードバックの件についてでありますけれども、これにつきましては、議員ご承知のとおりこれまでも実施してきておりませんし、これからも不採用者に対して自分の点数とかをフィードバックするという考えは今現在のところ持っておりません。

２点目の他町村の採用試験の状況でございますが、町長の答弁にありましたとおり、県内、全国的にも公務員志望者が減少しておりまして、例えば上十三地区でしたらば、どこの町で何人受検して、何人採用しているかという細かい点までは今現在は把握しておりません。

最後に、インターンシップの関係でございますけれども、インターンシップにつきましては、町の保健師の関係では保健大学とかの実習生の受入れをしていますし、高校生につきましては六ヶ所高校さんからの実習生、研修の受入れもしております。また、中学生でも職場体験として数名の方、横浜町の役場で数日間体験しておりますので、そういう取組は現在しておるところです。

以上です。

議長（杉山和彦君）　再々質問はありますか。

９番、菊地英史君。

９番（菊地英史君）　答弁ありがとうございます。まず、フィードバックに関してなのですけれども、現在のところやる予定はないということでありますけれども、もし今後必要であればやっていくべきだなと思うので、そこのところ要望をさせていただきます。

あとは、他町村の取組に関して詳しく調査していないということでありましたけれども、それをできれば、上手にやっている自治体があればそこのところを見てやって、調査して、まねするなりしていただければいいと思います。例えばむつ市では、隣の自治体なのですけれども、受験者数を増やすために大手のリクルートサイトへの協力依頼をしているそう

です。そのほかにもインターネット環境を利用した試験方法、自宅にいながら受験できるシステムをまず活用したりされているということです。あとは、例えば高校とか大学に関しても、受験案内をまず持っていって受験者数の拡大を図っているそうです。なので、そういうのも、ほかの自治体のほうも参考にしながらやっていただきたいなというふうな感じに思うので、その点も要望をさせていただきます。

あと、インターンシップに関しては、今後も積極的にぜひやっていただくことを要望させていただきます。横浜町でもほかの自治体をまねしながらというか、取組も参考にしながら、受験者数の増加というか確保に努めていただいて、まず町内だけでなくてほかの自治体、県内各地、全国から受験者が来るような自治体になっていただくことを強く要望させていただいて、１つ目の質問を終わらせていただきたいと思います。

議長（杉山和彦君）　そうすれば、2点目のエンディングノートの活用についての再質問ありますか。

９番、菊地英史君。

９番（菊地英史君）　このエンディングノートというのが、これから高齢者とか、急にいつ、どんなときに亡くなるとか、結構あるのですけれども、介護が必要になるとか、そのときでも有効な本人の意向を掲げたノートになるということなので、例えばエンディングノートの活用について、ほかの自治体における活用の具体的取組とか効果について、町でも調査をされているのかどうかというのを答弁を求めたい思います。

議長（杉山和彦君）　福祉課長。

福祉課長（若佐貴仁君）　再質問にお答えします。

他自治体での効果の調査ですけれども、今現在は実施しておりません。また、むつ市さんのほうでやっているとこちらでも把握していましたので、今後こちらでも若干周辺市町村へ聞き取り調査のほうを行っていきたいなと考えておりますので、よろしくお願いします。

以上です。

議長（杉山和彦君）　再々質問ありますか。

９番、菊地英史君。

９番（菊地英史君）　ぜひ周辺市町村さんの取組を参考にしながら、エンディングノート、自分の死後のこととか、最期のときに希望する意向を家族とか関係者に伝えるためには非常に重要なツールなので、このノートを活用しながら、家族の負担を軽減して、本人の意向を反映した最期を迎えることが可能となる手段を広げていただければいいなと思っておりますので、ぜひそれを積極的に進めていただきたいなと思います。

それを強く要望して、終わりたいと思います。

議長（杉山和彦君）　これをもって９番、菊地英史君の一般質問を打ち切ります。

次に、４番、杉山大栄君の質問を許します。

４番、杉山大栄君。

（４番　杉山大栄君登壇）

４番（杉山大栄君）　皆さん、おはようございます。早速、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。私からは、大きく分けて２項目について質問させていただきます。

１項目め、町道の整備についてであります。現代の車社会に必要不可欠なインフラとしての一つである道路ですが、それらの中には町で管理している町道があり、産業の発展、生活の向上、近隣地域との交流、子供たちの通学のためなど、様々な目的で敷設、整備し続けてきましたが、これからの情勢を見据えた町道の整備、維持管理について質問いたします。

１点目、現状の町道の概要（総延長、整備状況、舗装率）と、老朽化や損傷が進んでいる箇所の割合についてお伺いします。

２点目、これまで行ってきた既設道路の改修（改良）工事は、どのような選定基準、順番で行ってきたのか。また、今後の町道整備の予定（未整備区間を道路に、砂利道を舗装に、舗装道路を改修など）について、どのような選定基準、順番、そして計画なのか、具体的な進捗状況をお伺いします。

３点目、町道の整備、除雪作業や路面凍結対応など、町民からの要望や苦情にどのように対応しているのかお伺いします。

２項目めであります。移住・定住促進に向けた町有地の活用についてであります。町では、少子高齢化、人口減少などの課題対策として、町内外からの移住・定住促進に力を入れております。と同時に、全国多数の自治体も移住・定住促進に力を入れ、移住・定住希望者を取り合っているという状況にあるかと思います。

こうした状況の中、移住・定住者を増やしていくには、町としての魅力発信はもとより、移住・定住促進事業と併せて宅地環境の整備も不可欠と私は考えます。特に町有地の活用を通じて、移住・定住希望者に魅力的な環境を提供することは、重要な施策の一つであると思います。移住・定住促進に向けた町有地の現状について、また今後の取組等、次の点について質問いたします。

１点目、現在当町が保有する町有地の面積、利用状況、未活用の町有地は、どれぐらい存在し、今後の具体的な活用計画、また活用における課題は何かお伺いします。

２点目、移住・定住促進の観点から、町有地を宅地として分譲し、若者や移住希望者へ提供する取組が必要と思いますが、見解をお伺いします。

以上、２項目についてご答弁よろしくお願いいたします。

議長（杉山和彦君）　答弁を求めます。

町長。

（町長　石橋勝大君登壇）

町長（石橋勝大君）　4番、杉山大栄議員のご質問にお答えします。

ご質問の1番目、町道の整備についてでありますが、まず議員ご承知のとおり、町道の整備、維持管理については、毎年度予算の範囲内において整備事業を行うほか、町担当課の町内パトロールや町民、町内会からの要望等に基づいて、軽微な箇所の直接補修作業やその他補修事業を行い、道路の維持に努めております。

さて、ご質問の町道の整備についての1点目、町道の総延長、整備状況、舗装率と老朽化や損傷が進んでいる箇所の割合についてでありますが、町道の総延長は7万6,713.7メートルで、整備状況につきましてはセメント系舗装が120.4メートル、アスファルト系舗装が6万4,592.9メートルで、未舗装道が1万1,744.5メートルとなっており、舗装率は約84.4％となっております。

また、老朽化や損傷の進んでいる箇所の割合については、数字として把握しているものはありませんが、相当箇所見受けられることから、その都度軽微な箇所については直営での補修作業を行っております。

次に、ご質問の2点目、道路改修工事の選定基準や順番、今後の町道整備予定や選定基準、順番、今後の具体的計画についてでありますが、まず道路改修工事につきましては、町道の維持管理において、路線の受益者数や交通量等を総合的に勘案し、路線の整備を行っており、近年はアスファルト舗装の老朽化や損傷が激しいことから、優先的な考え方は変わりませんが、できるだけアスファルト舗装道の維持補修に重点を置いて対応しております。

また、今後の町道整備予定としては、事業規模の大きな道路補修につきましては、社会資本総合交付金等の補助金を活用し整備を促進するとともに、幅員の狭い町道におきましても町単独事業で対応することとしております。具体的には、新年度において新町鶏ケ唄線舗装修繕工事として680メートルの全面舗装工事を行うほか、町単独事業としては幅員の狭い下川原1号線舗装修繕工事として120メートルの全面舗装工事を行うこととしております。

次に、ご質問の3点目、町道の整備、除雪作業や路面凍結対策など、町民からの要望や苦情への対応についてでありますが、現在町民からの要望、苦情対応につきましては、即現場確認を行い、対応を検討しつつ、可能なものについては即対応し、時間を要するものについては町民へ説明を行い、理解をいただきながら対応しております。横浜町の今年の除雪対応につきましては、他市町村に比べ降雪量が少なかったことから、苦情も少なかったものと思います。

今後におきましても、迅速な対応で町民サービスを行ってまいりますので、ご理解くださいますようお願いいたします。

次に、ご質問の２番目、移住・定住促進に向けた町有地の活用についての１点目、現在当町が保有する町有地の面積、利用状況、未活用の町有地はどれくらい存在し、今後の具体的な活用計画、また活用における課題は何かについてでありますが、例年第３回定例町議会での決算報告に併せて、財産に関する調書により公有財産について報告しているところであります。

直近の数値では、令和５年度における公有財産の保有面積は267万9,545平方メートルであります。内訳は、行政財産は60万8,694平方メートル、普通財産は207万851平方メートルであります。このほか、土地開発基金で所有する15万2,259平方メートルの土地がございます。

町では、役場庁舎、道路、公園、学校などの行政財産は、本来の所有の目的として使用しておりますが、その一部と普通財産の一部については、電柱や送電線など公共的な構造物のために使用している場合や、町内会等へ無償または有償貸与をしております。また、一時的な作業用地や災害時などの緊急的な対応に使用するために確保し、管理しております。

雑種地や原野など使用していない町有地については、将来的及び暫定的な利用計画策定の必要性は認識しているところでありますので、今後全体としてまとめる方向で取り組んでまいりたいと考えております。

次に、ご質問の２番目の２点目、移住・定住促進の観点から町有地を宅地として分譲し、若者や定住希望者へ提供する取組が必要と思いますが、その見解についてでありますが、ご質問の１点目で答弁しているとおり、現在利用していない町有地については利用計画の策定を進めていきながら、町といたしましては、総合振興計画にもございますよう、町内全域の居住ゾーンを考慮しながら検討してまいりたいと考えております。

町有地分譲の計画はございませんが、移住・定住には町営住宅や定住促進住宅を活用してもらいながら、結婚新生活支援事業における引っ越し費用や家賃補助、民間のアパート情報なども町のホームページで情報提供し、若者等の移住への希望に対応してまいりたいと考えております。

さらに、今後は空き家等バンクの対応も進めているところでありますので、議員各位のご支援、ご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げまして、４番、杉山大栄議員のご質問への答弁とさせていただきます。

議長（杉山和彦君）　答弁が終わりました。

１点目、町道の整備についての再質問ありますか。

４番、杉山大栄君。

４番（杉山大栄君）　ご答弁ありがとうございました。やはり町道については、一番心配されるのがいつ起こるか分からない災害に耐え得る道路なのかということだと思います。老朽化や損傷が進んでいる道路については、早い整備を進めていただきたいと思います。

そこで、何点か再質問させていただきますが、老朽化や損傷が進んでいる箇所、相当あるということなのですけれども、場所とかは、相当あるということを把握していると思うのですけれども､その場所とかは例えば今後町民に対して公表する予定はあるのかどうか、もし公表するのであればどのような形で公表するのか、公表しないのであればなぜ公表しないのか。やっぱり老朽化や損傷が進んでいる、危険箇所ですので、私はきちんと町民に対して報告するべきだと思っております。

再質問の２点目ですけれども、舗装率84.8％、すばらしく高い舗装率だと私は思います。ただ、ちょっと気になるのが、町の過疎地域持続的発展計画の中でも言っているのですけれども、道路の問題点として、舗装率は実際に高い、しかし簡易的な舗装が多く、改良と併せて恒久的な整備が必要と言っているのです。こちらの計画について、舗装率は高いけれども、簡易的なものが多い、その簡易的なものをどのように今後整備していくのか。こちらのほうを２点再質問させていただきます。

議長（杉山和彦君）　建設水道課長。

建設水道課長（田浦良次君）　ただいまのご質問にお答えいたしたいと思います。

まず１点目、町民に対して破損のひどい場所等を公表してはどうかという話ですけれども、現在のところ公表はしておりませんが、その都度パトロールしながら、場所の舗装等に歩いております。今後そういう箇所につきましては、自ら、町の職員対応では限界がありますので、道路工事等を行いながら対応してまいりたいと思っております。

それと付随するのですけれども、今後簡易的な舗装の路線はどうするのかというお話ですけれども、先ほど町長の答弁にもございましたように、大きな片側１車線通行できるような道路につきましては、幅員の広い道路につきましては、補助金等の活用を申請して対応してまいりたいと考えておりまして、幅員の狭いような町道、今おっしゃられましたような簡易的な舗装の路線につきましては、町単独事業で何とか進めていきたいなと考えておりますので、よろしくお願いします。

議長（杉山和彦君）　再々質問ありますか。

４番、杉山大栄君。

４番（杉山大栄君）　ありがとうございました。町内には、老朽化が進んでいる町道が、町民からも大分多いと聞いています。ぜひ引き続き定期的なパトロール、そして地域と連携して、地域住民、町内会と協力体制を取りながら、とにかく災害に負けない道路整備を私は要望し

て、１項目めの質問については終わりたいと思います。

議長（杉山和彦君）　それでは、２点目の移住・定住に向けた町有地の活用についての再質問。

４番、杉山大栄君。

４番（杉山大栄君）　町有地の活用についてですけれども、実は昨年知人から町内定住のための土地を探し求めているという話が、相談がありました。その方は、空き地、空き家情報なども参考にしているが、道路事情あるいは生活環境を考慮すると、要望に沿った形での宅地確保に至らなかったようです。このように、定住希望者の中には町内定住を断念している方も少なからずいるということで、私は大変残念に思いました。

その点で、町有地の有効活用は、単に土地を提供するだけでなく、町全体の魅力を高め、移住・定住希望者にとって住みたい町と感じてもらえるための重要な鍵だと私は思っています。そのためには、やはり柔軟な町有地の活用方法が不可欠であると思います。やはり今までにない新しいことをしないと、人口減少に歯止めがかからないと思うのです。

再質問として、例えば今スタートする空き家バンク制度と町有地活用を組み合わせた新しい定住促進モデルを導入してはと思うのですけれども、その点についてはいかがでしょうか。

議長（杉山和彦君）　総務課長。

総務課長（菊池義規君）　ただいまのご質問にお答えいたします。

空き家バンクの関係ですけれども、ようやく要望等ありまして、広報でもお知らせしているのですが、３月１日から運用開始しております。今年度の６年には宅地建物取引業協会または司法書士会等と協定結びまして、このような運びとなりました。よって、空き家、空き地等につきましては、貸したい方と、あと借りたい方のマッチングができるような仕組みに、３月から始めまして、来年度からになるものと思います。

また、ご質問にありました、それに合わせた新しい定住の計画とかプラン、その辺も今空き家バンク立ち上げたところでございますので、どのようなものが有効的なのか、また検討して進めていければと思います。よろしくお願いします。

議長（杉山和彦君）　再々質問ありますか。

４番、杉山大栄君。

４番（杉山大栄君）　前向きに検討よろしくお願いします。例えば他の自治体の例をちょっと申し上げさせてもらいますけれども､昨年西目屋村のほうにちょっと行ってきたのですけれども、西目屋村では移住者が増えているのです。その大きな要因というのは、移住用住宅を建築し、移住される方には10年間転居しないことを条件に土地を無償譲渡しています。その結果、移住者の６割が土地代ゼロ円という魅力に引かれて移住してきたそうです。また、移住者の半分以上が隣の弘前市の人だということです。

このように、今後は他の自治体の事例も参考にしながら、移住・定住に向けた、私は持続可能な町有地の活用をぜひお願いしたいと思います。

私は、町有地の活用を含め、町有財産の活用というのは今後もとても大事なことだと思いますので、引き続き追及と要望をしていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

以上で私からの質問を終わります。

議長（杉山和彦君）　これをもって４番、杉山大栄君の一般質問を打ち切ります。

次に、２番、澤谷航一君の質問を許します。

２番、澤谷航一君。

（２番　澤谷航一君登壇）

２番（澤谷航一君）　今定例会、２点、一般質問通告させていただいております。

１点目、町独自の奨学金制度の創設の早期実現を期待しますについてですが、昨年末の町長選に向けた石橋勝大候補の後援会資料の中で、町独自の奨学金制度の創設とうたわれていました。景気の動向と公務員志願者数は反比例します。この町も例外なく職員の志望者数が低迷し、有能な職員の確保ができていません。

そこで提案ですが、奨学金の運用方法は返済の必要がない給付型と、給付型にさらに手厚く上乗せする形で、町職員になっていただけたら返済が免除される貸与型を取り入れたらいかがでしょうか。貸与方の人数は、必要とされる町職員数から割り出していただき、成績証明書の提出と面接を実施すれば、有能な人材の流出も防げるのではないでしょうか。町長のお考えをお伺いいたします。

質問２点目、次期町役場庁舎建設用地を確保するべきではについてですが、現庁舎は完成から既に50年経過し、耐震補強工事がなされ、現在は空調設備工事が進み、今後20年間は安心、快適に活用できることになりました。だけれども、20年後はどうするのという懸念事です。

私は、陸奥湾内への津波到達による被災の可能性は低いと想定していましたが、湾内を震源とする地震が発生した状況からは考えを改めなければなりません。備えあれば憂いなしと申します。津波到達の可能性が低い場所を今から確保しておくべきと考えます。町長の考えをお伺いいたします。

議長（杉山和彦君）　答弁を求めます。

町長。

（町長　石橋勝大君登壇）

町長（石橋勝大君）　２番、澤谷航一議員のご質問にお答えします。

ご質問の１番目、町独自の奨学金制度の創設の早期実現を期待しますについてでありますが、奨学制度については、議員ご承知のとおり現在国や県、民間団体などが学生等に貸

与及び給付をしており、まずは国の奨学金制度である独立行政法人日本学生支援機構の奨学金では、経済的理由により修学が困難である優れた学生に対して学費を支援する制度となっており、奨学金には第１種、無利息と第２種利息つきの２種類の貸与制度があります。

次に、青森県の奨学金制度でありますが、学業、人物が優れているにもかかわらず、経済的理由により修学が困難な生徒及び学生に対して奨学金を貸与する公益財団法人青森県育英奨学会などがあり、また新たな取組としてあおもり若者定着奨学金返還支援制度では、奨学金を利用した者が県内に住み、県が指定する企業で働くことを条件として、奨学金の返還を県と企業とで支援することで、本人は奨学金返済の軽減と、企業は優秀な人材を確保できることを目的とする制度もあります。

上十三管内で比較しますと、９市町村のうち７町村が市町村独自の貸与型の奨学金制度を運用しており、そのうち貸与型以外に給付型を実施している市町村もございます。

町といたしましては、議員ご発言の町独自の奨学金制度創設に向けて、職員採用への結びつけのほか、人材が不足している医療従事者への結びつけなど、また奨学金の貸与や給付の条件、奨学金の設定金額、返還期間等横浜町に適した奨学金制度について、詳細に検討を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解くださるようお願いをいたします。

次に、ご質問の２番目、横浜町役場新庁舎建設についてでありますが、役場庁舎は、議員ご承知のとおり昭和50年に建設され、49年が経過しており、その間平成28年に建物の老朽化のため耐震診断を行い、その結果により地震で倒壊するおそれがあるため、平成30年に耐震補強工事を実施して現在に至っております。耐震補強工事では、耐震性を向上させるための耐震補強工事と、それに伴う改修工事及び老朽化した外壁の改修、屋上防水の改修、劣化の見られる外部サッシの改修等を実施し、このことにより耐震補強後は20年間耐用することとなっております。

空調設備については、現在の役場庁舎には冷房設備は施設されておらず、近隣は猛暑により室内温度が連日30度を超すなど、室内熱中症を起こす危険があり、今後も地球温暖化の影響による高温化が予想されますので、来庁者が暑さで不快な思いをしないよう、また職員が効率よく仕事が進められるように、冷房設備の設置について今年度に工事着手をしており、６月には完成する見込みとなっております。

新庁舎建設については、役場庁舎は災害時に防災活動の拠点となる施設でありますので、津波浸水の影響を受けない場所であることは当然ではございますが、その他町民が来庁する際の役場への交通等、検討しなければならない様々な課題があります。

議員ご発言のとおり、早めの検討を行い、建設用地の選定、確保について進めてまいりたいと思っておりますので、議員各位のご理解とご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げまして、２番、澤谷航一議員への答弁とさせていただきます。

議長（杉山和彦君）　答弁が終わりました。

１点目、町独自の奨学金制度について再質問ありますか。

２番、澤谷航一君。

２番（澤谷航一君）　ご丁寧な答弁ありがとうございました。私事になりますけれども、50年以上前の話です。当時は日本育英会という組織でしたけれども、高校進学のために中学３年の夏休みに三本木高校、古い木造の校舎でしたけれども、そこまで足を運び面接を受けて、日本育英会の奨学生となることができました。その後、大学まで合わせて３つの奨学金を借りることができたから進学できたのですけれども、奨学金の返済には10年余りを要しました。

有言実行の石橋町長は、これまで着実に結果を出していられるからの提案です。江戸時代の米沢藩主上杉鷹山は、「為せば成る為さねば成らぬ何事も　成らぬは人の為さぬなりけり」と申しました。ぜひともこの町の将来を担う人材の確保、育成を進めていただきたいと思います。国は、高校授業料の無償化を進めようとしていますが、石橋町長時代に創設された奨学金制度のおかげで進学できたとか、安定した町役場に就職できたと言っていただけるときが来ることを期待したいと思います。この点については再答弁を求めません。

議長（杉山和彦君）　そうすると、２点目、町役場庁舎建設用地についての再質問。

２番、澤谷航一君。

２番（澤谷航一君）　前向きにご検討していただけるという答弁、ありがとうございます。私なりにどこが適地なのかというのをずっと考えてまいりました。簡単に取得できる場所で、ある程度の面積が確保できるのは、三保川の三保野公園の北側、駐車場、テニスコート、サッカー場、あの一角は相当な面積を確保できると思っていましたけれども、実は今のふれあいセンターのところを、平成２年にあの土地を欲しくないかという提案をされた経緯があります。自分は何で断ったかというと、やはり南側の高いところ、除雪ステーションから比べれば、今のふれあいセンターのところは川沿いの低いところにあるのをちょっと懸念した経緯があるので、まして反対側の同じ高さのところに役場庁舎というのは、これは提案としてはまずい、ではどこが適地なのかと考えた結果、自分なりに適地を見つけました。

……
……
……
……
……
……
……

……
……
……
……
……
……
……
……
……
……ぜひこの土地を今のうちに取得すべきではないかと考えますので、ご答弁よろしくお願いいたします。（……部分発言取消しあり）

議長（杉山和彦君）　町長。

町長（石橋勝大君）　再質問の答弁でございますけれども、役場の20年先のこともご提案いただいて、本当にありがたいなとは思っています。先ほど答弁で申し上げたとおり、着々と準備に入らなければならないなという思いを持ちながら、そういう思いで過ごしていますけれども、今議員おっしゃるとおり先行取得ということの意味合いもある状況で、我々だけでなく、今答弁申し上げたとおり皆さんからのご意見をいっぱい聞きながら、本当に適地なのか、またそれ以上の適地があるのか、皆さんから町民の声も聞きながら、この対応をしていかなければならないと。もう20年といったら間もなく来ると思いますし、それに向けてまた資金の準備もありますので、早いうちにその準備にはかからなければならないなという思いは持っていますので、こうしてこの議会の中でご提言いただいたことを契機に、より一層その方向に向けて事業を進められるような状況になれるようにして、これから検討をしていきたいと思っておりますので、ご理解賜れればと思います。よろしくお願いいたします。

議長（杉山和彦君）　町長の答弁が終わりました。再々質問ありますか。

２番、澤谷航一君。

２番（澤谷航一君）　この先は再答弁を求めるのではないのですけれども、私の考えをこの場をお借りして、これまでの20年の思いをぜひ伝えさせていただきたいと思いますけれども、私以前から100年先を見据えてあしたのことを考えると言い続けています。陸奥湾沿いのクロマツの林は、砂が飛ぶことを防いでくれています。また、太郎須田溜池の建設は、これも100年前の先人の努力のおかげで今我々その恩恵にあずかっているのですけれども、町土地開発基金条例は昭和49年に制定されながら、形骸化されていたとしか思えません。

なぜなら、中学校統合から20年になりますが、その３年前、平成14年から中学校開校推進事業部会長として深く関わらせていただいた経験から、同じ過ちを繰り返したくないの

です。あのとき、中学校統合は決まったけれども、校舎の場所はどこにするのかというところから構想が始まりましたけれども、最終的に簡単に安く取得できる今の場所とした、もう既にあの時点ではあの場所しかなかったというのが結論でした。本町地区の生徒には大変申し訳ないのですが、スクールバスには乗せてもらえない距離だった。なおかつ、この冬は割と穏やかだったのですが、例年吹雪で前が見えなくなる危険なバイパスを越えた先まで生徒が渡っていかなければいけないのです。

ふれあいセンターが完成した平成５年時点では、今のなのはな苑のところに電子部品工場がまだ稼働されていました。数年のうちにあの工場が閉鎖されたとき、なぜ土地開発基金条例を活用してあの一角を取得しなかったのか、大きな過ちだったと思います。平成９年には、ふれあいセンターの向かいに児童センターも完成しました。中学校統合の話が持ち上がったのが平成13年です。僅か数年間の出来事だったにもかかわらず、残念な思いしかありません。あそこに中学校建設できていれば、三保野公園やトレーニングセンターを第２体育館としての活用もできただろうし、いずれは隣接地に小学校も建設することができれば､あの一角はこの町の文教地区としてにぎわいをつくれたのではないかと思います。

この過去の苦い経験というか、悔しかった思いを、今この役場庁舎で同じことを繰り返すわけにはいかないので、町長からも前向きな答弁をいただいていますけれども、私の思いをご披露させていただきました。貴重な時間を費やさせてしまって大変申し訳ありません。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長（杉山和彦君）　これをもって２番、澤谷航一君の一般質問を打ち切ります。

次に、７番、沖津正博君の質問を許します。

７番、沖津正博君。

（７番　沖津正博君登壇）

７番（沖津正博君）　それでは、通告に従いまして質問させていただきます。質問は、大きく４点であります。

１点目は、通り過ぎるだけにはさせない活性化策をというテーマです。下北縦貫道は、いよいよ新年度に横浜バイパス７キロメートルが供用される予定です。広域交流、地域連携促進、防災道路などの期待が込められ、着実に計画が進んでいます。一方、現在国道において商業展開されている事業者などには多大な影響が予想されます。にぎわい、人、仕事を創出するためにも、また菜の花イベントの中心的な商工会の活性化策としても、道の駅エリアの活性化策は重要と考えます。バイパス開通セレモニーだけでは終わらせない誘客力を図るため、町総力で展開し、持続可能策の探究を求めます。

２つ目は、スクールバスの利用の拡大を求める件であります。現在一部を除き、本町の

子供たちはスクールバスの利用対象外となっています。そのため、自宅送迎する車の渋滞が起きているようです。安心安全の上では、バス利用の対象を拡大してもいいのではと考えますが、対応を求めます。

３つ目、米高騰で買えない消費者、稲作増やせない農家、食の安定を求める件であります。備蓄米の本質が連日報道され、異常米価の解消が期待されています。農水省は、新米時には価格が落ち着くとしていたものの、上がり続け、コンビニおにぎりも300円を超えることとなり、異常事態です。

一方、昨年比から1.8倍の米価になった農家は、また暴落するか分からず、次期田んぼを増やすとは必ずしもなっていません。2023年の米の生産費は60キログラム当たり１万5,948円、10キロ2,658円で、赤字を基盤に国の食糧施策と消費が行われてきました。

米騒動から見えるものは、数％の不足で２倍近くにも高騰したこと、逆に僅かな過剰で暴落するというのが市場であります。牛肉飼料問題にも共通し、市場原理に丸投げし、輸入依存を繰り返し、生産者切捨てと自給率を下げ、農村の過疎化や国土の荒廃を招いてきた国、農水省の責任は重大です。食料主権と安全保障を確立させる抜本転換が求められています。

こうした中で、水田活用交付金では５年に１度の水張り要件が緩和され、畑の小麦、飼料作や親元就農にも支援の方向が出されています。これまで改善を求めてきたことが前進しつつあります。減反牧草が主流の当初においても大きな朗報です。

安定経営には市場価格下落時の所得給付が欠かせず、価格所得補償策を機会あるごとに県、国に上申することを求めるものです。町の物価高騰対策としての農畜漁業支援は、生産者を大きく励まし、生産意欲をつないでくれています。お伺いします。

①、新年度の水田活用交付金、担い手就農資金など、具体的にどのように変わるのか。

②、収入保険に加入しやすくするなど、価格所得確保の施策を求める。

③、畜産飼料の低廉化、飼料小麦の普及策を求める。

④、模範的な経営、所得モデルを設定し、経営改善や就農施策を求める。

以上であります。

質問の４点目ですが、町総合戦略を実りあるものへというテーマであります。第２期横浜町人口ビジョン及び横浜町総合戦略は、令和７年度で最終となります。人口減と過疎化は全国的にも止まらず、子供の姿が見えない、集落の維持そのものが厳しい状況に直面しつつあります。まち・ひと・しごとの単語は、とても分かりやすいキーワードですが、最終年度を迎えるに当たり、これまでの人口減、産業活性化と雇用創出などの課題に対する総括と最終年度の抱負を伺います。

以上、大きく４点ですが、よろしくお願いいたします。

議長（杉山和彦君）　答弁を求めます。

町長。

（町長　石橋勝大君登壇）

町長（石橋勝大君）　７番、沖津正博議員のご質問にお答えいたします。

ご質問の１番目、通り過ぎるだけにはさせない活性化策をについてでありますが、道の駅菜の花プラザは平成28年１月に地方創生拠点として重点道の駅に選出されており、道の駅を中心としたエリアの創生拠点とした基本計画の概要については、産業振興、地域福祉、防災の３つの機能を有する地方創生拠点の形成を目指しております。また、来年度横浜インターチェンジが開通予定となっており、道の駅と連携した下北半島縦貫道路の休憩、情報施設としての活用も目指しております。

昨年10月に上北地域県民局長との意見交換会において、県民局側から開通時期については令和７年度中であるが、明確な時期は未定であるとの回答をいただいており、町からは雪が降る前に開通してほしい旨の要望をしているところであります。

横浜インターチェンジ開通時には、下北半島振興促進連絡協議会において横浜南バイパス開通記念式典を予定しており、来年度にはエリア内に一つの観光資源として郷土館が開設され、式典と併せた道の駅エリアでのイベントの開催を考えております。

また、今月17日に開催される道の駅よこはまエリア事業推進協議会においても、横浜インターチェンジ開通に向けた各産業団体と連携したイベントの開催及び今後の町内商店街集客力の取組等を一つの議題とし、委員の皆様方の貴重なご意見等を参考にさせていただきながら、菜の花開花時期のみならず、年間を通じた持続的可能な経済活性化策を考えていきたいと思っておりますので、議員各位のご理解とご協力を賜りますようよろしくお願いをいたします。

ご質問の２番目、スクールバス利用の拡大を求めるについては、教育長より答弁をさせていただきます。

議長（杉山和彦君）　２番目は教育長。

（教育長　小原広基君登壇）

教育長（小原広基君）　ご質問の２番目、スクールバス利用の拡大を求めるについてでありますが、スクールバスの運行については文部科学省のガイドラインでは、徒歩や自転車等の通学距離の基準を小学校４キロ以内、中学校６キロ以内としています。横浜町では、特に小学生の安全面を考慮し、小学校２キロ、中学校６キロとして対応しております。

また、子供を送迎する際、学校周辺で渋滞が起きているようだとのご指摘がありましたが、小中学校へ確認したところ、特に送迎時での渋滞等は見当たらず、さらに保護者等からのこのことに関わる苦情やトラブル、危険要因等を確認したところ、そのようなことは

これまでにはないとの回答でした。

したがいまして、現状での本町地区は対象範囲以外のため、これまでどおりスクールバスの運行をしてまいりたいと思いますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

ご質問の３番目、米高騰で買えない消費者、稲作増やせない農家、食の安定を求めるについては、町長より答弁させていただきます。

以上です。

議長（杉山和彦君）　町長。

（町長　石橋勝大君登壇）

町長（石橋勝大君）　ご質問の３番目、米高騰で買えない消費者、稲作を増やせない農家、食の安定を求めるについてでありますが、昨年の産米において水稲の作況指数は106の良となっており、１等米比率が74.5％と、全国的にも生産者概算金及び取引価格が過去最高値となりました。また、米不足により、店頭での販売価格においては５キロ4,000円以上となっていることから、米価上昇に伴う消費減退が懸念されております。

国では、米の流通不足に対応するため備蓄米を放出することで、生産者に対する米価の安定供給が期待されております。今後においても農家の方々が安心して米作りに取り組めるよう、必要に応じた支援等をしてまいりたいと思っております。

さて、ご質問の３番目の１点目、新年度の水田活用交付金、担い手就農資金など、具体的にどのように変わるかについてでありますが、経営所得安定対策においての水田活用の直接支払交付金については、水田で食料自給率等の向上に資する飼料作物等を生産する農業者を支援する交付金であり、新年度の変更点については、交付対象水田において連作障害を回避する取組を条件に、５年間に１度の水張りをしなくても交付する方向性を示しており、また水田の畑地化や畑地化後の畑作物の定着までの一定期間の支援金である畑地化促進事業における畑地化支援金が、高収益作物及び畑作物を対象に10アール当たり14万円から10万5,000円に変更となる予定であります。

新規就農者育成総合対策における新規就農者確保緊急円滑化対策においての経営開始資金では、今までは親と異なる品目を取り込むことが支援される条件でありましたが、要件の緩和により、同じ品目でも新技術等を導入することにより支援対象とする予定であります。

経営発展支援事業では、親元就農等においては経営発展のための支援として、新たに施設や農機具の修繕、撤去費等を地方と連携しての支援する予定となっております。いずれにいたしましても、新年度における各事業の変更点等については、３月中旬に実施する集落説明会や町のホームページ等で周知してまいります。

次に、ご質問の３番目の２点目、収入保険に加入しやすくするなど、価格所得確保の施

策を求めるについてでありますが、農業収入保険については、農業経営者ごとの収入全体を見て、自然災害による収入減少だけではなく、価格低下を含めた収入減少を補填する制度であります。加入対象者は、青色申告を行っている農業者となっており、当町においては現在５名が加入しております。

町では、令和４年度から町単独の継続事業として収入保険加入促進支援事業を実施しており、加入者に対して保険料の35％以内の助成を実施しております。今後においても農家の方々への青色申告への推進等加入促進に努め、また加入内容の見直しを求める意見等があれば、実施主体である青森県農業共済組合へ要望してまいりたいと思っております。

次に、ご質問の３枚目の３点目、畜産飼料の低廉化や飼料小麦の普及策を求めるについてでありますが、持続可能な畜産経営における課題として、今なお続く飼料の価格高騰によるコストが急増するなど、畜産農家において大変厳しい状況が続いております。世界情勢の不安定な状況の中、国では輸入に頼る飼料の高騰を受け、過度な輸入飼料の依存から脱却し、飼料自給率を引き上げる目標を示し、飼料の国内生産及び利用拡大の促進及び飼料用トウモロコシの生産拡大等を掲げております。

また、当町においては、地域計画の中で飼料作物農地の集約化や畑を活用した飼料作物の推進を目指しております。

飼料小麦の普及策については、飼料小麦は短期多収であり、低温でも生育が優れており、肉牛の飼料としては肉質向上になる特徴を持っております。現在当町においての作付はございませんが、今後において作付したい農家からの要望等があれば、各関係機関と連携し推進していきたいと思っております。

今後各畜産農家において、飼料価格高騰等による経営悪化などから離農となることを防ぎ、持続可能な畜産経営に向けた支援等を実施してまいりたいと思っております。

次に、ご質問の３番目の４点目、模範的な経営、所得モデルを設定し、経営改善や就農施策を求めるについてでありますが、町農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想において、経営基盤強化として認定農業者、新規就農者の育成を目標としており、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとするため、他産業従業者並みの生涯所得に相当する年間農業所得を主たる従事者430万円から530万円程度、１人当たりの年間労働時間2,000時間程度を基準目標値としております。

また、認定農業者を認定するための５年間における経営改善計画を示す基準目標値でもあり、認定新規就農者においても青年等就農計画の中で、就農開始から５年後には年間農業所得を、主たる従事者220万円程度の所得を目標計画としております。

また、認定農業者等の経営改善においては、横浜町地域農業再生協議会での経営診断等の協力を受けてから各関係機関の同意を得ることとなっております。

今後においても新規就農者を育成、確保していくためには、就農希望者に対して経営発展及び資金面の支援事業の活用を推進し、農地、技術、経営について各関係団体と連携し指導を行い、将来的には認定農業者へと誘導してまいりたいと思っておりますので、議員各位のご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

次に、質問の４番目、町総合戦略を実りあるものへについてでありますが、議員ご発言のとおり、令和３年度から令和７年度までを計画期間とした第２期横浜町人口ビジョン及び横浜町総合戦略は、令和７年度で最終年度を迎えます。

人口に関しては、将来人口推計で2025年、令和７年は3,836人となっており、本年２月１日現在の住民基本台帳における町の人口は4,034人であり、多少ではありますが、人口減少は抑制されている状況であります。町では毎年度、県民局、町議会常任委員長、町内各産業団体、関係機関から成る横浜町人口ビジョン・総合戦略審議会により、策定した計画の基本目標及び数値目標の達成について、重要業績評価指標により効果検証を行っております。

総合戦略における計画は、基本目標を４つ設定しており、最新の令和５年度の実績では、町目標１の「地方にしごとをつくり、安心して働けるようにする」では、重要業績評価指標は105点中42点で、基準とする令和２年度の達成度36.2％から40％となっております。

基本目標２の「地方への新しい人の流れをつくる」では、90点中35点で、基準とする令和２年度の達成度27.8％から38.9％となっております。

基本目標３の「若い世代の結婚・出産・子育ての希望を叶える」では、125点中86点で、基準とする令和２年度の達成度50.4％から68.8％となっております。

基本目標４の「時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに地域と地域を連携する」では、230点中141点で、基準とする令和２年度の達成度33.9％から61.3％となっております。

期間中においては、新型コロナやエネルギーを含めた物価高騰により、住民生活や経済活動に多大な影響があったことから、達成度は低い水準でありますが、人の移動や地域経済の回復により、今後は数値が上昇していくものと考えております。その中でも、再生可能エネルギーの風力発電事業関係業者の事務所や介護施設、食料品店などが新たに町に進出し、雇用も生じているところであり、令和７年度中には下北半島縦貫道路の横浜インターチェンジの開通も予定されるなど、明るい話題もございます。

今後とも、急激な人口減少に歯止めをかけ、人口減少がもたらす地域社会、経済、医療、福祉、教育等への影響を低減させ、誰もが横浜町に住んでみたい、住み続けたいと思えるまちづくりに向けて、令和７年度予算におきましても定住移住促進や子育てへの支援、産業においてもセーフティーネットの強化、担い手や事業継続支援などを反映した予算額を

確保しているところであります。あわせて、第３期横浜町人口ビジョン及び横浜町総合戦略策定に向け、取り組んでまいりたいと考えておりますので、議員各位のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げまして、７番、沖津正博議員のご質問への答弁とさせていただきます。

議長（杉山和彦君）　答弁が終わりました。

１点目、活性化策についての再質問を許します。

７番、沖津正博君。

７番（沖津正博君）　再質問の１点目は、道の駅を中心としたエリア、町の魅力発信基地としての認識ということでよろしいのかどうかということで確認したいというのが１点であります。

もう一つは、縦貫道が開通すれば、やっぱり大変道路が、車が混んで、今のインターから下りてきて、それで国道にかかる信号で大変渋滞するのではないかなというふうな危惧もされています。これに対する対策等をやっぱり考えていかなければいけないのではないかなというふうに思いますが、その点について１点お伺いいたします。再質問は２点です。

議長（杉山和彦君）　産業振興課長。

産業振興課長（澤谷　誠君）　ただいまのご質問にお答えいたします。

道の駅エリア全体は、魅力発信基地でよいと思います。

以上です。

議長（杉山和彦君）　総務課長。

総務課長（菊池義規君）　再質問の２点目、道の駅前の道路渋滞の対策についてお尋ねありましたので、私から。

道路渋滞につきましては、議員今おっしゃったとおり、インターチェンジから国道バイパスまでの距離が短いため、渋滞することが予想されておりますので、昨年から町の交通指導隊及び野辺地警察署、あと道路管理者の県民局と併せまして協議し、それに対応するための対策を、警察署でも右折レーンを長くするなどの対応をしていくこととなっております。これにつきましては、今後も協議しながら道路状況を見て、その都度渋滞が緩和されるよう対策を講じなければならないと思っております。

以上です。

議長（杉山和彦君）　これについての再々質問ありますか。

７番、沖津正博君。

７番（沖津正博君）　やはり道の駅が町の魅力の発信基地だというふうなことで、大いに頑張っていってほしいなというふうに思いますし、本当に心から応援したいなというふうに思っております。やっぱり町の特産物であるホタテ、そしてナマコとか、ジャガイモ、菜の花、またこれに郷土館がオープンして歴史や文化、そしてまた芸能とか観光、こういったものの

魅力を発信する、あるいはこれに例えば横浜町の定住移住、人口を増やすためのそういった情報、プラン、こういうのを発信していく。町の特産物、例えば風力の町でもあるし、菜の花の町でもあるし、こういった町の魅力を伝える簡単で分かりやすい、そういう何かの看板といいますか、あるいはモニターといいますか、やっぱり道の駅に入ってきたら、こういう町なのだなというふうなこと、そしてこんな魅力があるのだなというふうなことが分かる、そういうモニュメントといいますか、郷土館も含めたそういう取組、ＰＲの方法をぜひ行ってほしいし、何かのパネルとか、そういうモニター表示をぜひ検討していってほしいなというのが再々質問の１点目です。

道の駅のエリアでは、当初から三保野公園と、それから三保川、これもまた連携してあるわけで、現状を見てみると道の駅から三保川へ下りてくる階段等も、あるいは三保川の周辺の整備とか、公園は大変すばらしくなっていると思いますが、そうした公園、川、そして道の駅との連携するエリアの環境整備をもっとやっぱり充実していく必要があるのではないかなというふうに思っています。三保野公園は、大変憩いの場として、前にもキャンプとか、あるいはドッグランとかというふうなこともお話ししたこともあったと思うのですが、町内外も含めたそういう魅力あるエリアにしていくために、やっぱり計画やら、あるいはそういう改善をぜひ行ってほしいというふうなのが再々質問の２つ目であります。

再々質問の３つ目は、こうした縦貫道が開通するに当たって、吹越インターから横浜インターに来るまでの中で、国道で商売されている方が大体数えても８軒ぐらいあります。スタンドとか、それからお店屋さんとかコンビニもありますが、またこの先、横浜から北のほうのバイパスに開通していっていたときに、279号線で商売されている方々が、その後浜田までで約９つの商売されている方がいますが、開通と同時に地域の商店が大きな影響を受けるというふうなことであります。あわせて、今大型のスーパーあるいはホームセンターとありまして、普通でさえ人口減なのに、商店の経営もまた大変になってきているわけです。

こうした中で、以前から叫ばれていました商工会、商店と道の駅との連携、これがやっぱり問われているのではないかなというふうに思っています。前の商工会長さんは、１つのお店が１つの商品を１品、１店１品運動というふうなことを訴えたりしておりましたが、その辺のやっぱり商工会、商店と道の駅との連携を深めて、ますます魅力ある道の駅にお願いしたいなというふうに思っています。

仮に例えば今後お店屋さんがまた少なくなっていくというふうなことになれば、本町のドーナツ現象、買物難民がまた増えていく。そうした中で、今後移動販売とか、あるいは買物バスも今行われていますが、バスに乗れない方々、そういう方々はヘルパーの買物サ

ービス、買物支援もあるわけですが、移動販売等も含めた買物支援をもっともっとやっぱり真剣に考えていく必要があるのではないかなというふうに思っています。もちろんこれは状況を見ながらというふうなことになるわけですが、こうしたやっぱり商店の活性化策も、現在は商品券だけにはとどまっているわけですが、商店街の中心策として、例えばアンケート活動をやるとか、商工会とまた連携しながら取組をしてほしいなというふうに思いますが、それが再々質問の３つ目であります。

すみません、長くなりましたが、お願いいたします。

議長（杉山和彦君）　産業振興課長。

産業振興課長（澤谷　誠君）　再々質問の１点目の質問にお答えいたします。

先ほど町長の答弁にもありましたけれども、様々なインターチェンジ開通に向けた取組、特産物、定住促進とかＰＲ看板、モニターの表示等などのことについては、今月17日に開催される道の駅よこはまエリア事業推進協議会で、その推進協議会の目的といたしましては、道の駅エリアを中心としたハード、ソフト面の施策の実施に向けた必要事項について、関係者間で広く意見交換を行い、事業の実証等を通じて実効性のある事業計画等を検討するものでございますので、委員の方々の貴重なご意見をいただきながら、今後その人たちに向けたイベント等、また取組等を検討させていただきたいと思っておりますので、ご理解願いたいと思います。

あと、２点目の環境整備に関してですけれども、道の駅よこはまエリア地方創生拠点基本計画という計画がありまして、道の駅エリアを地域資源として捉えた各年度ごとの道の駅内及びなたねの会を中心とした各事業計画や実施状況、また役場との連携した取組、また青森県を含めたエリアを中心とした災害時の受入れ態勢の取組等の方向性を示しておりますので、この計画についてもこの協議会で再検討としていきたいなと思っております。

３番目の商工会との連携等についてでありますけれども、インターチェンジの開通の時期についてはまだ未定であります。開通した時期、季節に対応したイベント等も開催していかなければならないと思っております。例えば10月に開通したとして、毎年10月には町内の商店を中心とした商工会主催の商工祭りも実施しております。開通時期がその時期とぶつかるようであれば、商工祭りと連携したイベント等の開催を商工会と連携協議して実施していければなと思っておりますけれども、その時期もまだ未定であるため、願望としてはそういう、やはり時期によりますけれども、商工会と協議して何らかのイベントを開催していきたいなと思っておりますので、何とかご理解願いたいと思います。

議長（杉山和彦君）　そうすれば、２点目のスクールバスの利用拡大についての再質問はありますか。

７番、沖津正博君。時間も押していますので、簡潔にお願いします。

７番（沖津正博君）　特に再質問はありません。

議長（杉山和彦君）　それでは、３点目の食の安定を求めるについての再質問はございますか。

７番、沖津正博君。

７番（沖津正博君）　生産者の問題とやっぱり米が高くて買えないという消費者の問題でありました。何といっても農家の生産者の件でありますが、質問は新規の就農者の次世代育成資金を助成してもらって、この間何人かいらっしゃるのですが、その後町でどのくらいの人たちが定着しているのか、その状況についてお聞かせください。

また、もし定着できなかったとすれば、なぜそれは定着できなかったのか、原因ははっきり分からないかもしれないのですが、考えられる点をお答えいただければというふうに思います。

以上です。

議長（杉山和彦君）　産業振興課長。

産業振興課長（澤谷　誠君）　ただいまの再質問にお答えいたします。

これまで新規就農給付金の給付を受けた方は９名おります。今現在継続している方は７名でございます。２人がやめてしまったのですけれども、１人は肉用牛繁殖農家で廃業という形であります。もう一人は、兼業農家でありましたが、農業部分を廃業しております。理由まではちょっと今確認できませんので、何とかご理解願いたいと思います。

議長（杉山和彦君）　そうすれば、再々質問。

７番、沖津正博君。

７番（沖津正博君）　最初の答弁の中で、220万の所得というふうなことで、新しい就農者の方々の所得モデルということで出されておりました。目標としては大変すばらしいというか、それなりの目標だと思っておりますが、これは町の人口ビジョンの総合戦略の中の23ページにありますが、現在の令和元年度の農業所得の平均が24万3,000円なのです、年間で。これ新規就農者ではないのです。一般の農家の人たちの現状が24万3,000円、目標を30万にしているのです。だから、地域の就農者をやっぱり増やしていかないと現状も保てないという認識からすれば、どんどん、どんどん若い人だけではなくて退職した人も、いろんな多様な担い手を増やすという意味で、一つのやっぱり経営モデルをつくっていく必要があるなというふうには思っています。

一番大事なのは所得になること、やっぱり手取りで収入がなければ、どうしてもやっていけないというふうなことだと思います。今町では、菜種とか、それから収入保険に、先ほど答弁しました助成を行っていますが、それでもどんどん、どんどんやっぱり減っていくというふうに思っています。

こうした農政を考えるときに、国の偏向な施策が非常に影響していて、町はそれをいかにして食い止めるかというふうなことで、少ない予算の中で頑張っているのかなというふ

うに思っています。そういう中では、今価格保障、所得補償の施策を、現状の制度の中では野菜の価格安定基金があります。それから、国の畑作の直接支払、げたがあります。この中で、菜種に対して少し町も追加してやっています。それから、米、麦などのナラシ対策もあります。それから、先ほど答弁しました収入保険もあります。これは、９割を補填するということで、いろいろ弱点があっても今この制度があります。肉牛に関しては、子牛の補給金とかあるわけですが、こうした制度に今若干町も補填はしていますので、こういうやっぱり手取りになる事業を増やしていかないと、本当に220万という所得が実現されないのだなというふうには思っています。予算が限りあるので、なかなかできないかもしれないですが、手取りとなる価格保障や所得補償の施策をやっぱり強めていくことをお願いいたして、要望として終わります。

議長（杉山和彦君）　次に、４点目、総合戦略についての再質問はありますか。

７番、沖津正博君。

７番（沖津正博君）　やはり人口減、それから雇用創出というふうなことを考えると、町の基幹産業をどうするかというふうな問題と、それから移住、定住どうするか、出生数をどうやって増やしていくかというふうなことだなというふうに思っています。この中でも町の計画では、仕事を増やすということではテレワークや、それから例えば廃校を利用してテレワークのそういう環境整備を図るというふうなこともうたっておりました。何とか仕事を増やすという意味では、風力や介護で雇用が少し上向いたということも先ほど答弁ありましたが、もっともっとやっぱり仕事を増やす取組をしていってほしいなというふうに思いますが、もう一度再質問をいたします。

それから、もう一つは、先ほど町有地を移住に充てたらいいのではないかというふうな提案も前段の議員のほうから指摘がありましたが、私も同感であります。やっぱり移住、定住のこの間の取組の実績の数を教えていただきたいというのが再質問の２つ目です。

以上です。

議長（杉山和彦君）　企画財政課長。

企画財政課長（澤谷隆充君）　７番、沖津議員の再質問にお答えいたします。

仕事を増やすということで、現在の横浜町でもやはり新しい店舗とかも、若干でありますが、増えている状況でありますので、それも含めて町だけだとなかなか厳しい状況でございますので、広域的な考え方で、むつとか六ヶ所とか野辺地とか、現在でも行われているような形で、仕事する場所は広域的なとこ、また住むのは町内でという形で、町のほうといたしましても支援してまいりたいと考えております。

また、移住者の数についてでありますが、現在５年度の総合戦略の実績が最新のものとなっております。その中身につきましては、相談件数については５年度の段階では３件ご

ざいました。また、県外からの移住者につきましては73件ございました。令和２年度の測定の基準となるものにおいては、移住相談が１件でしたが、２件増えているという状況で、また県外からの移住者、２年度においては52件だったものが73件ということで、21件増えているような状況でございますが、いかんせん人口が減っているということは、県外から入ってくる数値よりも出ていく数値のほうが多いという現状ですので、それを幾らでも減らせるような状況で総合戦略のほうの対応をしてまいりたいと考えております。

以上です。

議長（杉山和彦君）　答弁が終わりました。再々質問。

７番、沖津正博君。

７番（沖津正博君）　相談件数は分かりました。実際に移住された数というのは分からない。あるいは、町の定住促進住宅とかもあるのですが、定住されている数というふうなのも分かる範囲でいいのですが、教えていただければというふうに思います。

また、もう一つ、仕事を増やすという意味では、仕事は外でやる、暮らすのは町でというふうなことだったのですが、しかしそれだけでなくて、町の中でもやっぱり増やせるものは増やすというふうなことが必要ではないかなというふうに思います。いわゆる空き家を利用したサテライトオフィスをつくるというふうなことも、これは戦略でうたわれているわけですが、シルバー人材センターでこれがきちっとやっぱり働いて、非常に活躍されているということは、大変雇用対策になって大きな成果だなというふうに思っていますが、さらにやっぱり地元で創業、起業していく、あるいは空き家を使ってテレワークやっていく、そういうふうな取組もぜひ行っていってほしいなと思いますが、何とか町内でも可能な雇用創出でありたいと思うわけですが、もう一度答えていただければなというふうに思います。

議長（杉山和彦君）　企画財政課長。

企画財政課長（澤谷隆充君）　再々質問にお答えいたします。

定住促進住宅とかそういった形で、定住という形では現在把握しておりませんので、大変申し訳ないですが、そういう答弁とさせていただきます。

また、起業、創業という形におきましては、できる限り移住、定住と併せながら、都市部のほうで町といたしましてもいろいろＰＲ活動等を行っておりますので、そちらに含めて起業できるような方がいれば、そちらのほうを受けていきたいな、相談を受けていきたいなと。また、なかなか町単独であれば誘致というのも難しいものがございますので、県とか国、また議員の皆様のご支援をいただきながら、そういう企業を一つでも多く迎え入れていきたいなと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

議長（杉山和彦君）　これをもって７番、沖津正博君の一般質問を打ち切ります。

以上で通告されておりました一般質問を終了いたします。

ここで、お諮りいたします。午後１時30分まで休憩にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（杉山和彦君）　よって、午後１時30分まで休憩いたします。

休憩　午後　零時０２分

再開　午後　１時３０分

議長（杉山和彦君）　休憩を解きまして会議を再開いたします。

◎承認第１号の説明、質疑、討論、採決

議長（杉山和彦君）　日程第２、承認第１号（専決第１号）　専決処分した事項の報告及び承認を求める件について（令和６年度横浜町一般会計補正予算（第８号））についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

総務課長。

総務課長（菊池義規君）　日程第２、承認第１号（専決第１号）　専決処分した事項の報告及び承認を求める件について（令和６年度横浜町一般会計補正予算（第８号））でございますが、予算書を御覧願います。既定の予算の総額に歳入歳出それぞれ6,416万4,000円を追加し、予算の総額を48億701万4,000円とするものでございます。

歳入でありますが、６ページをお開き願います。10款１項１目地方交付税で5,920万1,000円を増額しております。こちらは、普通交付税であります。

次に、14款２項１目総務費国庫補助金では5,005万4,000円を増額しております。こちらは、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金であります。

次に、15款２項２目民生費県補助金では200万円を増額しております。こちらは、青森県生活困窮者に対する灯油購入費助成事業費補助金であります。

次に、18款２項１目財政調整基金繰入金で4,709万1,000円を減額してございます。

次に、歳出でありますが、７ページをお開き願います。２款１項10目減債基金費で1,163万1,000円を増額しております。こちらは、基金積立金であります。

次に、３款１項12目物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金等事業費で3,311万9,000円を計上しており、こちらは18節で福祉介護医療等事業所物価高騰対策支援給付金で480万9,000円、福祉灯油購入助成金490万円、物価高騰対策給付金で2,200万円の計上が

主なものであります。

次に、６款２項11目物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業費では1,941万4,000円を計上しており、こちらは18節で畜産業飼料等高騰対策支援給付事業で913万9,000円、農業・水産業物価高騰対策支援給付事業で1,027万5,000円を計上しております。

以上であります。

議長（杉山和彦君）　提出者の説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

議長（杉山和彦君）　質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

７番、沖津正博君。

７番（沖津正博君）　要望としてお願いいたします。今回は物価高騰の関係で、国の低所得、非課税の３万円、国の事業で３万円、それから県の福祉灯油の事業でそれに上乗せした部分、それからあとは福祉と医療の施設の助成と、それから農林水産業、畜産業の支援ということになっておりました。総額、国からの地方創生交付金が5,000万ということで、ほぼ町の持ち出しもなく、それで賄っているというのが会計上の支出で明らかになっておりますが、今の町民はやっぱり非課税でなくても、みんなに物価対策してほしいという声も大変強まっておりますので、機会を見て、今回の対象者ではない人たちにも何か物価対策の支援ができれば、大変町民も喜ぶのではないかなと。コロナのとき、そのときは全ての事業者や町民にも支援給付がありました。しかし、今の経済状況でいうと、コロナよりもさらに物価高騰であえいでいるというのが実態だと思うので、町の財政上も大変厳しい中で、新年度の予算においてもやっぱり基金を取り崩したりして、大変厳しい状況だというのがよく分かります。しかし、機会があればぜひ一般町民にも、今回の対象外になった方々にも商品券等の支援を何とかお願いしたいなというふうに要望しておきたいと思います。

議長（杉山和彦君）　ほかに討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

議長（杉山和彦君）　以上で討論を打ち切ります。

承認第１号について採決いたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（杉山和彦君）　異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認いたしました。

◎議案第１号の説明、質疑、討論、採決

議長（杉山和彦君）　日程第３、議案第１号　横浜町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

総務課長。

総務課長（菊池義規君）　日程第３、議案第１号　横浜町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例でございますが、議案書の２ページをお願いします。提案理由については、青森県人事委員会からの職員の給与等に関する報告及び勧告に基づき、職員の給料及び諸手当の額等の改正並びに刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、横浜町職員の給与に関する条例の一部を改正するため提案するものでございます。

主な改正内容について新旧対照表でご説明いたします。議案書の26ページをお願いします。青森県人事委員会からの報告及び勧告により、第８条の扶養手当でありますが、改正前の第２項第１号の配偶者を削除し、改正後には改正前の第２号以降を繰上げしております。

第３項では、子に係る手当を１万円から１万3,000円に増額し、改正後で第５項を追加しまして、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は規則で定めることとし、第９条を削除しております。

28ページをお願いします。第12条の２、管理職員特別勤務手当でありますが、第１項第２号において、改正前の「週休日等以外の日の午前零時から」を改正後には「午後10時から翌日の」に改め、第２項第１号では字句の整理をしております。

同じく、28ページの第15条の２及び29ページの第15条の３につきましては、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、「禁錮」を「拘禁刑」に改めております。

30ページをお願いします。別表第１の第３条関係、行政職給料表でございますが、３級以上の給料表を改定しております。

39ページをお願いします。別表第２の第３条関係の医療職給料表につきましても、３級以上の給料表を改定しております。

17ページにお戻り願います。なお、附則の第１項で、この条例は令和７年４月１日から施行することとし、第15条の２第３号及び第４号並びに第15条の３第１項第１号及び第３項第１号の改正規定は同年６月１日から施行することとしております。

次に、第２項では、この条例の施行の日の前日において、給与条例別表第１から別表第２までの給料表の適用を受けていた職員であって、当日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であった者の施行日における号給は、施行日の前日においてその者が属していた職務の級並びに同日においてその者が受けていた号給に応じて同表に定める号給とすることとしており、18ページ以降の切替表による号給とする

こととなります。

次に、附則の第４項では、特例措置として令和７年度の１年間は、配偶者に係る扶養手当3,000円を支給し、また子に係る扶養手当は１万1,500円とするものであります。

以上であります。

議長（杉山和彦君）　提出者の説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

議長（杉山和彦君）　質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

議長（杉山和彦君）　討論なしと認めます。

議案第１号について採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（杉山和彦君）　異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第２号の説明、質疑、討論、採決

議長（杉山和彦君）　日程第４、議案第２号　横浜町表彰条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

総務課長。

総務課長（菊池義規君）　日程第４、議案第２号　横浜町表彰条例の一部を改正する条例についてでありますが、議案書の52ページをお願いします。提案理由については、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、横浜町表彰条例の一部を改正する必要があるため提案するものであります。

その改正内容でありますが、新旧対照表でご説明いたします。54ページをお願いします。第10条第２号の「禁錮」を改正後には「拘禁刑」に改めております。

53ページにお戻り願います。なお、附則の第１項で、この条例は令和７年６月１日から施行することとしております。

以上であります。

議長（杉山和彦君）　提出者の説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

議長（杉山和彦君）　質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

議長（杉山和彦君）　討論なしと認めます。

議案第２号について採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（杉山和彦君）　異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第３号の説明、質疑、討論、採決

議長（杉山和彦君）　日程第５、議案第３号　横浜町消防団条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

総務課長。

総務課長（菊池義規君）　日程第５、議案第３号　横浜町消防団条例の一部を改正する条例についてでありますが、議案書の55ページをお願いします。提案理由でございますが、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、横浜町消防団条例の一部を改正する必要があるため提案するものであります。

その改正内容でありますが、新旧対照表でご説明いたします。57ページをお開き願います。第７条第１号の「禁錮」を改正後では「拘禁刑」に改めております。

56ページにお戻り願います。なお、附則の第１項で、この条例は令和７年６月１日から施行することとしております。

以上でございます。

議長（杉山和彦君）　提出者の説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

議長（杉山和彦君）　質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

議長（杉山和彦君）　討論なしと認めます。

議案第３号について採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（杉山和彦君）　異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第４号の説明、質疑、討論、採決

議長（杉山和彦君）　日程第６、議案第４号　横浜町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

企画財政課長。

企画財政課長（澤谷隆充君）　日程第６、議案第４号　横浜町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例についてでありますが、議案書の58ページをお開き願います。提案理由といたしましては、国家公務員等の及び支給規程の一部改正が令和６年12月20日に公布されたことにより、令和７年４月１日から施行される改正とともに、字句等の整理を行うため提案するものであります。

内容につきましては、60ページの新旧対照表でご説明いたしますので、お開き願います。表の左側が改正後、右側が改正前となります。条例第２条第１項第１号中、改正前が国家公務員等の旅費支給規程「第１条」を改正後に「第２条」に改め、括弧書き内の「以下同じ」の次に句点を追加するものであります。

59ページをお開き願います。附則として、この条例は令和７年４月１日から施行するとするものであります。

説明については以上です。

議長（杉山和彦君）　提出者の説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

議長（杉山和彦君）　質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

議長（杉山和彦君）　討論なしと認めます。

議案第４号について採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（杉山和彦君）　異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第５号の説明、質疑、討論、採決

議長（杉山和彦君）　日程第７、議案第５号　横浜町土地開発基金条例を廃止する条例を議題といた

します。

提出者の説明を求めます。

企画財政課長。

企画財政課長（澤谷隆充君）　日程第７、議案第５号　横浜町土地開発基金条例を廃止する条例についてでありますが、議案書の61ページをお開き願います。提案理由といたしましては、設置目的である公共用地の先行取得の必要性が薄れ、今後の活用の見込みも低いことから、本基金条例を廃止したいため提案するものであります。

62ページをお開き願います。附則として、この条例は令和７年３月31日をもって廃止するものとするものであります。

説明については以上です。

議長（杉山和彦君）　提出者の説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

議長（杉山和彦君）　質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

議長（杉山和彦君）　討論なしと認めます。

議案第５号について採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（杉山和彦君）　異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第６号の説明、質疑、討論、採決

議長（杉山和彦君）　日程第８、議案第６号　横浜町長寿祝金支給条例を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

福祉課長。

福祉課長（若佐貴仁君）　日程第８、議案第６号　横浜町長寿祝金支給条例についてでありますが、議案書の63ページをお開き願います。提案理由でありますが、横浜町の高齢者に対し、長寿祝金を支給することにより、高齢者を敬愛し、長寿を祝うとともに、敬老思想の高揚を図るため、横浜町長寿祝金支給条例の制定について提案するものであります。

その内容につきましては、64ページをお開き願います。第１条では趣旨の規定、第２条では支給対象者の規定でありまして、第１号では満88歳に達する日において、町内に８年以上住所を有する者とし、第２号では満100歳に達する日において、町内に20年以上住所

を有する者の規定としております。

第３条では、支給額の規定でありまして、第１号では満88歳の米寿祝金として５万円、第２号では満100歳の百歳祝金として25万円の規定としております。

第４条では申請、第５条では支給の通知、第６条では委任を定めております。

続きまして、65ページをお開き願います。附則といたしまして、第１項、この条例は令和７年４月１日から施行する。

第２項、横浜町100歳祝金支給条例は廃止する。

第３項で、経過措置といたしまして、この条例の施行期日現在において現に生存し、既に満88歳から満98歳に達している者に対しては、令和７年度に限り、第２条と第３条の規定により支給する。

以上であります。

議長（杉山和彦君）　提出者の説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑ありませんか。

７番、沖津正博君。

７番（沖津正博君）　大変優しい聞きやすい条例だなと思って歓迎しております。質問は３つあります。

対象者の方が申請する場合ですけれども、申請期間はどういうふうになるのでしょうか。１年間の申請、例えば88歳であれば89歳になればもうもらえない、いわゆる申請期間が１年ということになるのか。

もう一つは、２つ目の質問は、役場からあなたは対象者ですよという案内が来て申請するのか、その辺の案内があるのかないのかというふうなこと。

それから、３つ目は、後ろのほうの附則の中に100歳の条例廃止とあるのですが、これは別途条例廃止は廃止で議案を提案しなくてもこれでいいのかどうかということです。

以上、お願いします。

議長（杉山和彦君）　福祉課長。

福祉課長（若佐貴仁君）　まず、１点目の申請期限等でありますけれども、こちらのほう条例制定されますと、施行規則のほうで詳しくうたうことになりまして、その中でも申請期限は誕生日が来たら速やかに支給するとありますので、期限はあまり詳しくは設けません。ですので、次の通知行きますかという質問と関係するのですけれども、対象者につきましては誕生日に到達すれば役場のほうから、対象になりますので、申請してくださいという通知は行う予定であります。ですので、申請が行きましたら速やかに申請してもらって、速やかに支給するという形になると思います。

最後の条例、100歳の廃止につきましては、他自治体等もちょっと調べたのですけれども、こういう廃止、附則のほうで廃止しているパターンもありましたので、そちらのほう

を準用しまして、今回こういう提案にさせていただきました。

以上です。

議長（杉山和彦君）　よろしいでしょうか。

７番、沖津正博君。

７番（沖津正博君）　確認しますけれども、廃止の条例は特にルールには反しないということでいいですね。

議長（杉山和彦君）　福祉課長。

福祉課長（若佐貴仁君）　そういうふうに認識してもらえればと思います。お願いします。

議長（杉山和彦君）　よろしいでしょうか。

７番（沖津正博君）　はい。

議長（杉山和彦君）　ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

議長（杉山和彦君）　質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

議長（杉山和彦君）　討論なしと認めます。

議案第６号について採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（杉山和彦君）　異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第７号の説明、質疑、討論、採決

議長（杉山和彦君）　日程第９、議案第７号　横浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町民課長。

町民課長（小関むつみ君）　日程第９、議案第７号　横浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

議案書の66ページをお開き願います。提案理由については、令和６年３月に策定された青森県国民健康保険運営方針において、令和７年度から県内全ての市町村の賦課方式を３方式とすることとされたことから、横浜町の賦課方式を現在の４方式から３方式に変更するため、資産割の廃止を含めた税率等の所要の改正及び国民健康保険法施行令の一部を改

正する政令、令和７年政令第32号が令和７年２月７日に公布され、令和７年４月１日から賦課限度額及び軽減判定基準が改められたことに伴い、条例の一部を改正する必要があるため提案するものであります。

改正の内容については、１月28日に開催された議会全員協議会にて説明しておりますので、簡潔に説明させていただきます。議案書の69ページをお開き願います。第２条では医療給付費分及び後期高齢者支援金分の賦課限度額の改正、第３条から次ページの第５条の２では医療分についての改正、第６条から次のページ、第７条の３では後期高齢者支援金分についての改正、第８条から次のページ、第９条の３では介護納付金についての改正、第23条では保険税の減額の金額及び低所得判定基準の改正となっております。

資産割の廃止については、70ページをお開き願います。資産割の廃止については、第４条と、次のページをお開き願います。第７条と第９条が削除となり、資産割の廃止の条例となっております。

議案書の68ページをお開き願います。附則として、第１条、この条例は令和７年４月１日から施行するものであり、第２条ではこの条例による改正後の規定は、令和７年度以降の保険税について適用し、令和６年度以前の年度分の保険税については、なお従前の例によるものです。

以上です。

議長（杉山和彦君）　提出者の説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

議長（杉山和彦君）　質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

議長（杉山和彦君）　討論なしと認めます。

議案第７号について採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（杉山和彦君）　異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第８号の説明、質疑、討論、採決

議長（杉山和彦君）　日程第10、議案第８号　横浜町過疎地域持続的発展計画の変更についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

企画財政課長。

企画財政課長（澤谷隆充君）　日程第10、議案第８号　横浜町過疎地域持続的発展計画の変更についてでありますが、議案書の78ページをお開き願います。提案理由といたしましては、事業計画の変更に伴い、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第８条第10項の規定に基づき提案するものであります。

議案書の82ページをお開き願います。横浜町過疎地域持続的発展計画の本文の変更に係る新旧対照表であります。表の左が改正後、右側が改正前となります。第２節、具体的な事業計画、５、生活環境の整備、（３）、事業計画において、事業名、（５）、消防施設、事業内容、消防団防火装備更新事業、事業主体、町を追加するものであります。

83ページをお開き願います。横浜町過疎地域持続的発展計画の参考資料の変更に係る新旧対照表であります。年度別事業計画の令和７年度概算事業計画でありますが、左側から区分２、産業の振興、事業名、（２）、漁港施設、事業内容、横浜地区水産物供給基盤機能保全事業の百目木漁港、源氏ヶ浦漁港で、事業主体、町で、事業費が改正前が6,000万円から改正後１億4,400万円、国庫支出金で改正前3,000万円から改正後7,200万円、都道府県支出金で改正前1,500万円から改正後3,600万円、地方債で改正前1,500万円から改正後3,600万円、うち過疎債が改正前1,500万円からゼロとなります。

下の行で、同じく（２）、漁港施設、事業内容、横浜地区漁港施設機能強化事業、横浜漁港、事業主体、県で、事業費、地方債うち過疎債ともに改正前1,000万円から3,000万円となります。

次に、区分４、交通施設の整備、交通手段の確保、事業名（２）、農道、事業内容は農道有畑線補修事業、舗装・橋梁で、事業主体は県で、事業費、地方債うち過疎債ともに改正前1,400万円から改正後1,430万円となります。

次に、区分５の生活環境の整備、事業名、（５）、消防施設、事業内容、消防団防火装備更新事業、事業主体は町で、事業費、地方債うち過疎債で1,159万円の追加となります。

84ページをお開きください。区分６、子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進、事業名（８）、過疎地域持続的発展特別事業のその他、事業内容、旧保健センター解体事業、事業主体は町で、事業費、その他特定財源うち基金取崩分で900万円の皆増となります。

説明については以上です。

議長（杉山和彦君）　提出者の説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

議長（杉山和彦君）　質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

議長（杉山和彦君）　討論なしと認めます。

議案第８号について採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（杉山和彦君）　異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

ここで、総務課長退席のため暫時休憩いたします。

（総務課長　菊池義規君退席）

休憩　午後　２時０４分

再開　午後　２時０５分

議長（杉山和彦君）　休憩を解きまして会議を再開いたします。

◎議案第９号の説明、質疑、討論、採決

議長（杉山和彦君）　日程第11、議案第９号　横浜町副町長選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長。

町長（石橋勝大君）　日程第11、議案第９号　横浜町副町長選任につき同意を求めることについて。85ページをお願いいたします。横浜町副町長に次の者を選任したいので、地方自治法第162条の規定により、町議会の同意を求める。

氏名、菊池義規。[redacted]よろしくお願いいたします。

終わります。

議長（杉山和彦君）　提出者の説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

議長（杉山和彦君）　質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

議長（杉山和彦君）　討論なしと認めます。

議案第９号について採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（杉山和彦君）　異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

ここで、総務課長着座のため暫時休憩いたします。

（総務課長　菊池義規君着席）

休憩　午後　２時０７分

再開　午後　２時０８分

議長（杉山和彦君）　休憩を解きまして会議を再開いたします。

◎議案第１０号の説明、質疑、討論、採決

議長（杉山和彦君）　日程第12、議案第10号　工事請負契約の一部変更について、横浜町役場庁舎空調設備改修工事を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

総務課長。

総務課長（菊池義規君）　日程第12、議案第10号　工事請負契約の一部変更について、横浜町役場庁舎空調設備改修工事でありますが、議案書の86ページをお願いします。提案理由については、令和６年７月26日付で本契約を締結した町単総第３号、横浜町役場庁舎空調設備改修工事について、請負契約の一部を変更する契約を締結したいので、横浜町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により提案するものでございます。

１、工事名が横浜町役場庁舎空調設備改修工事。

２、契約金額でございますが、変更前が１億1,110万円、変更後１億2,233万8,700円であります。

３、契約の相手方は、十和田市東十三番町15番27号、株式会社福萬組、代表取締役社長、井上馨でございます。

なお、参考として主な変更内容を記載した資料をお配りしておりますので、ご参考にしてくださるようよろしくお願いします。

以上であります。

議長（杉山和彦君）　提出者の説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

議長（杉山和彦君）　質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

議長（杉山和彦君）　討論なしと認めます。

議案第10号について採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（杉山和彦君）　異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第１１号の説明、質疑、討論、採決

議長（杉山和彦君）　日程第13、議案第11号　物品売買契約の一部変更について、道路維持作業車（４ｔダンプ）整備事業を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

建設水道課長。

建設水道課長（田浦良次君）　日程第13、議案第11号　物品売買契約の一部変更についてご説明申し上げます。

議案書の87ページをお開き願います。提案理由でありますが、令和６年７月26日付で本契約を締結した道路維持作業車（４ｔダンプ）整備事業について、物品売買契約の一部を変更する契約を締結したいので、横浜町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第３条の規定により提案するものであります。

１、事業名、道路維持作業車（４ｔダンプ）整備事業、２、納入期限、変更前が令和７年３月21日、変更後、令和７年９月30日、３、契約の相手方、十和田市大字大沢田字池ノ平29番地２、青森日野自動車株式会社十和田営業所、所長、小田桐聡伸。

変更理由につきましては、電子部品や半導体の供給不足により車両の製造が遅れており、当初の納入期限での納車が難しいことから納入期限を変更するものであります。

以上で説明を終わります。

議長（杉山和彦君）　提出者の説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑ありませんか。

５番、橋本円君。

５番（橋本　円君）　質疑というよりも、実はお願いです。要望です。常任委員会の中でもこれは説明を受けたので、あれなのですけれども、つい先般新聞の中で、報道の中で、４トン車乗れる免許の種類というのがあって、町のほうで、たしか六ヶ所村消防団だと思ったのですけれども、免許を取るための補助といいますか、助成といいますか、そういうのがありま

した。例えば若い方々が役場に就職した場合、免許もない方が出てくるのではないかと思うのです。４トン車になるとまた特注、大型トラックですか、何かそういう資格が必要ということなのですけれども、やっぱり町としても新しい職員の方が入ってきたときに、免許の補助というのをやってもらいたいなと思うのです。やっぱりこれから若い世代の方、免許のほうでかなり苦しむのではないかなと。それは、町の職員としてやっぱり乗り物は乗れないとちょっとまずいのではないか、買っても決められた人しか乗れないというものがあるので、できれば町長にお願いしたい、私はそう思います。

これはあくまでもお願いですので、来年なり再来年なり、職員が入ってきて、その人たちが乗れるような体制、またダンプとなるとまたちょっと技術的にも、技術が必要な部分もあります。特に冬の間は、冬というのは結構滑ります、ホイールベースが短い関係で。ですから、そういう指導のほうも当たってもらって、やっぱり幅広く使ってもらいたい。特定の人間だけで乗るのであればあれなのですけれども、これからそういうことも必要なのではないかと私は思いますので、これは要望ですので、お願いいたします。

議長（杉山和彦君）　ほかに質疑のある議員の方。

（「なし」と言う人あり）

議長（杉山和彦君）　これをもって質疑を打ち切ります。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

議長（杉山和彦君）　討論なしと認めます。

議案第11号について採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（杉山和彦君）　異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第１２号の説明、質疑、討論、採決

議長（杉山和彦君）　日程第14、議案第12号　令和６年度横浜町一般会計補正予算（第９号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

総務課長。

総務課長（菊池義規君）　日程第14、議案第12号　令和６年度横浜町一般会計補正予算（第９号）でございますが、予算書を御覧願います。既定の予算の総額から歳入歳出それぞれ3,564万8,000円を減額し、予算の総額を47億7,136万6,000円とするものでございます。あわせて、

繰越明許費の計上及び債務負担行為、町債の補正を行っております。

６ページをお願いします。６ページ、第２表、繰越明許費でございますが、２款１項の新しい地方経済・生活環境創生交付金（地域防災緊急整備型）事業について4,000万円、３款１項の福祉灯油購入助成事業については21万円、３款１項の物価高騰対策給付金事業については221万円、８款２項の道路維持作業車（４ｔダンプ）整備事業については1,071万9,000円を繰越しするものでございます。

７ページをお願いします。第３表、債務負担行為補正でございますが、追加として森林情報管理システムソフトウエアリース料について、期間を令和６年度から令和11年度とし、限度額を158万4,000円としております。

次に、廃止でありますが、青森県農林漁業災害経営資金融通助成条例の漁業関連天災の指定を受けた「令和５年７月中旬から同年10月中旬までの間の陸奥湾の高水温」に係る被害漁業者に対し、総額２億2,115万1,000円を限度額として融資される漁業災害経営資金に対する利子補給については廃止としております。

８ページをお願いします。第４条、町債補正でございますが、社会資本整備事業について限度額3,370万円を3,280万円として、次に町営住宅整備事業については限度額１億1,400万円を9,970万円として、次に小型動力ポンプ積載車更新事業については限度額1,650万円を1,260万円として変更しております。

次に、歳入の主なものについてでございますが、11ページをお開き願います。中段、14款１項１目民生費国庫負担金で923万2,000円を増額しております。

次に、14款２項１目総務費国庫補助金では6,981万1,000円を増額しており、こちらは４節デジタル基盤改革支援補助金5,013万1,000円を、12ページをお願いします。12ページ上段の８節新しい地方経済・生活環境創生交付金で1,000万円が主な内容です。

次に、12ページの４目土木費国庫補助金では563万4,000円を増額しております。

13ページをお願いします。15款２項１目総務費県補助金で244万4,000円を減額しております。

14ページをお願いします。17款１項１目寄附金では890万1,000円を減額しており、こちらは農山漁村再エネ法寄附金の1,000万円の減額が主な内容となっております。

同じく14ページの中段、18款１項２目減債基金繰入金では461万4,000円を増額しております。次に、６目核燃料物質等取扱税交付金基金繰入金では9,366万円を減額しております。次に、９目の公共施設等維持修繕基金繰入金では5,553万9,000円を減額しております。次に、10目のひとづくり基金繰入金では660万円を減額しており、次に11目の土地開発基金繰入金では6,992万1,000円を計上しております。

15ページをお願いします。21款１項２目の土木債で1,520万円を減額しております。次

に、４目の消防債では390万円を減額しております。

次に、歳出の主なものでありますが、16ページをお開き願います。２款１項１目の一般管理費で244万4,000円を減額しております。こちらにつきましては、17ページをお願いします。17ページ上段、12節の兼任集落支援員業務委託160万円の減額が主なものとなっております。

同じく17ページの中段、５目の財産管理費では1,520万6,000円を増額しております。こちらは、14節の庁舎空調設備改修工事で5,500万円の減額、16節の土地取得費で5,084万3,000円を増額、24節の公共施設等維持修繕基金積立金で1,906万3,000円を増額しております。

17ページの下段、11目の防災諸費は3,673万円を増額しており、こちらは18ページの上段、17節の備品購入費で新しい地方経済・生活環境創生交付金事業として4,000万円を計上しております。

次に、同じく18ページの２款２項１目企画調整費では869万3,000円を増額しております。こちらは、24節の道路維持作業車整備基金積立金850万円が主なものであります。

次に、２目の地域づくり推進費では727万6,000円を減額しております。こちらは、地域おこし協力隊に関する費用の減が主な内容であります。

19ページをお願いします。19ページの中段、６目の新エネルギー事業調査費では1,000万円を減額しており、こちらは24節の農山漁村活性化基金積立金の減であります。

次に、10目の陸奥横浜駅舎管理費では1,547万2,000円を減額しており、こちらは14節のトイレ解体・新築工事の工事費1,539万3,000円の減が主な内容となっております。

20ページをお願いします。20ページ下段の２款４項１目戸籍住民登録費で329万3,000円を減額しております。こちらは、12節の戸籍総合システム標準化業務委託の357万5,000円の減が主な内容であります。

次に行きまして、23ページをお願いします。23ページの中段です。３款１項７目障害者自立支援給付費で950万円を増額しております。こちらは、19節の障害福祉サービス費等であります。

24ページをお願いします。上段の３款２項４目子どものための教育・保育給付費では500万円を増額しており、こちらは12節委託料の保健所運営委託であります。

４款１項２目の予防費で422万6,000円を減額しております。こちらは、12節の新型コロナ定期接種委託料の600万円の減額が主な内容となっております。

次に、26ページをお願いします。上段の４款３項１目健康増進事業費で500万円を減額しております。こちらは、12節の健康診査及び各種がん検診の減によるものであります。

次に、28ページをお願いします。上段の６款４項１目水産業振興費で180万円を減額し

ております。こちらは、18節の漁業経営資金利子補給補助金の減であります。

次に、29ページをお願いします。29ページの下段、８款２項１目道路維持改良費で1,213万円を減額しており、こちらは30ページになりますが、12節の社会資本整備事業委託料で302万円を減額、14節の町道吹越明神平線側溝整備工事で782万円を減額しております。

次に、30ページの中段、８款２項２目住宅建設費では2,520万9,000円を減額しており、こちらは14節の町営住宅建設工事費2,485万4,000円の減が主な内容となっております。

31ページをお願いします。上段、９款１項１目常備消防費は436万9,000円を減額しており、こちらは18節の北部上北広域事務組合分担金、横浜消防署費の475万3,000円の減が主な内容となっております。

以上であります。

議長（杉山和彦君）　提出者の説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑ありませんか。

７番、沖津正博君。

７番（沖津正博君）　26ページですが、健康診査と各種がん検診の減額なのですが、担当課では検診とか、いろんな努力していることには本当に感謝申し上げます。このたびの500万円の減額において、今回の今年度の検診の特徴や、あるいは検診率等、これまでの取組の状況についてお知らせください。

議長（杉山和彦君）　健康みらい課長。

健康みらい課長（畑中晴美君）　今年度の検診の状況についてですけれども、まず500万円の減額ということで、２月１日現在においては各がん検診項目ありますけれども、胃がん、肺がん、大腸がん、それから子宮がん、乳がんなのですが、それぞれの項目でまず昨年度よりも10人から二、三十人の間で人数が減少しております。ただ、最終的にまだ実績出ていないのですけれども、そういう状況の減額ということになっております。

以上です。

議長（杉山和彦君）　沖津議員、よろしいでしょうか。

７番（沖津正博君）　はい、いいです。

議長（杉山和彦君）　ほかにありませんか。

（「なし」と言う人あり）

議長（杉山和彦君）　これをもって質疑を打ち切ります。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

議長（杉山和彦君）　討論なしと認めます。

議案第12号について採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（杉山和彦君）　異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第１３号の説明、質疑、討論、採決

議長（杉山和彦君）　日程第15、議案第13号　令和６年度横浜町国民健康保険特別会計補正予算（第４号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

総務課長。

総務課長（菊池義規君）　日程第15、議案第13号　令和６年度横浜町国民健康保険特別会計補正予算（第４号）でございますが、予算書を御覧いただきたいと思います。既定の予算の総額から歳入歳出それぞれ694万2,000円を減額し、予算の総額を６億6,288万4,000円とするものであります。

歳入の主なものでございますが、６ページをお開き願います。１款１項１目国民健康保険税で434万5,000円を減額しております。こちらは、１節の医療給付費分現年課税分で204万4,000円を減額、３節の介護納付金分現年課税分で149万8,000円を減額しております。

次に、４款１項１目保険給付費等交付金では354万7,000円を減額しております。

次に、６款１項１目一般会計繰入金で159万円を減額しております。

その下、８款４項６目の雑入では205万9,000円を増額しております。

７ページをお願いします。６款２項１目国民健康保険財政調整基金繰入金で253万6,000円を増額しております。

次に、歳出の主な内容でありますが、８ページをお願いします。８ページの中段から下段の３款１項１目医療給付費分から３款３項１目の介護納付金分までは、それぞれ財源の付け替えをしております。

次に、９ページをお願いいたします。中段の５款１項１目国民健康保険財政調整基金積立金で741万5,000円を減額しております。

以上でございます。

議長（杉山和彦君）　提出者の説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

議長（杉山和彦君）　質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

議長（杉山和彦君）　討論なしと認めます。

議案第13号について採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（杉山和彦君）　異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第１４号の説明、質疑、討論、採決

議長（杉山和彦君）　日程第16、議案第14号　令和６年度横浜町介護保険特別会計補正予算（第４号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

総務課長。

総務課長（菊池義規君）　日程第16、議案第14号　令和６年度横浜町介護保険特別会計補正予算（第４号）でございますが、予算書を御覧願います。保険事業勘定では予算の総額に歳入歳出それぞれ368万1,000円を追加し、予算の総額を８億6,791万5,000円とし、介護サービス事業勘定では総額に変わりはございませんが、歳出によって調整をしております。

６ページをお願いします。保険事業勘定の歳入の主なものでありますが、１款１項１目第一号被保険者保険料で848万1,000円を増額しております。

次に、３款１項１目介護給付費負担金では475万8,000円を増額しております。

次に、３款２項１目調整交付金で887万円を増額しております。

次に、４款１項１目介護給付費交付金で1,769万8,000円を減額しております。

次に、歳出の主なものでございますが、８ページをお願いします。中段の２款１項３目施設介護サービス給付費で156万2,000円を増額しております。

９ページをお願いします。２款４項１目高額介護サービス費で65万円を増額し、４款１項１目介護予防・生活支援サービス事業で34万4,000円を増額しております。

次に、介護サービス事業勘定の歳出でありますが、12ページをお願いします。１款１項１目介護予防支援事業費で、10節の消耗品を３万円減額し、燃料費で３万円を増額しております。

以上でございます。

議長（杉山和彦君）　提出者の説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

議長（杉山和彦君）　質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

議長（杉山和彦君）　討論なしと認めます。

議案第14号について採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（杉山和彦君）　異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第１５号の説明、質疑、討論、採決

議長（杉山和彦君）　日程第17、議案第15号　令和６年度横浜町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

総務課長。

総務課長（菊池義規君）　日程第17、議案第15号　令和６年度横浜町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）でありますが、予算書をお願いいたします。既定の予算の総額に歳入歳出それぞれ19万9,000円を追加し、予算の総額を6,937万6,000円とするものであります。

歳入の主なものでありますが、６ページをお願いします。１款１項２目の普通徴収保険料で304万1,000円を増額しております。

次に、３款１項１目事務費繰入金で209万2,000円を減額しております。

次に、歳出でありますが、７ページをお願いします。２款１項１目後期高齢者医療広域連合納付金で268万5,000円を増額しております。

次に、４款１項１目予備費で248万6,000円を減額しております。

以上であります。

議長（杉山和彦君）　提出者の説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

議長（杉山和彦君）　質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

議長（杉山和彦君）　討論なしと認めます。

議案第15号について採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（杉山和彦君）　異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第１６号の説明、質疑、討論、採決

議長（杉山和彦君）　日程第18、議案第16号　令和６年度横浜町下水道事業会計補正予算（第３号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

総務課長。

総務課長（菊池義規君）　日程第18、議案第16号　令和６年度横浜町下水道事業会計補正予算（第３号）でありますが、予算書をお願いいたします。予算書１ページの収益的収入及び支出の補正でございますが、収入の補正はございませんが、支出の第１款第１項営業費用で６万3,000万円を追加しております。

その内容でございますが、７ページをお願いします。支出でございますが、１款１項３目の総係費で６万3,000円を増額しております。

以上でございます。

議長（杉山和彦君）　提出者の説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

議長（杉山和彦君）　質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

議長（杉山和彦君）　討論なしと認めます。

議案第16号について採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（杉山和彦君）　異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第１７号の説明、質疑、討論、採決

議長（杉山和彦君）　日程第19、議案第17号　令和６年度横浜町水道事業会計補正予算（第３号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

総務課長。

総務課長（菊池義規君）　日程第19、議案第17号　令和６年度横浜町水道事業会計補正予算（第３号）

でありますが、予算書を御覧願います。予算書１ページの収益的収入及び支出の補正でございますが、収入の第１款第２項営業外収益で70万4,000円を追加し、支出の第１款第１項営業費用で102万5,000円を減額しております。

その内容でございますが、９ページをお願いします。収入でありますが、１款２項４目長期前受金戻入で70万4,000円を増額しております。

11ページをお願いします。支出でございますが、１款１項２目配水及び給水費で112万8,000円を減額しております。

次に12ページをお願いします。３目の総係費で65万6,000円を減額し、13ページの４目減価償却費で75万9,000円を増額しております。

お戻りいただきまして、２ページをお開き願います。２ページの資本的収入及び支出の補正でございますが、収入の補正はございませんが、支出の第１款第１項建設改良費を252万9,000円減額しております。

その内容でございますが、14ページをお願いします。14ページの下段、支出の１款１項１目事業費の工事費で252万9,000円を減額しております。

以上でございます。

議長（杉山和彦君）　提出者の説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

議長（杉山和彦君）　質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

議長（杉山和彦君）　討論なしと認めます。

議案第17号について採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（杉山和彦君）　異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎予算審査特別委員会設置及び令和７年度予算（６会計）の予算審査特別委員会への付託について

議長（杉山和彦君）　日程第20、予算審査特別委員会設置及び令和７年度予算（６会計）の予算審査特別委員会への付託についてですが、議会議員全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、議案第18号から議案第23号までをこれに付託の上、審査することに去る２月21日開催の議会運営委員会において話合いになっておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（杉山和彦君）　異議なしと認めます。

よって、予算審査特別委員会を設置し、議案第18号から議案第23号までを予算審査特別委員会に付託することに決定いたしました。

◎請願第１号の委員会付託について

議長（杉山和彦君）　次に、お手元に配付の請願第１号　中小企業支援策の拡充による最低賃金の改善を求める意見書の採択を求める請願書についてですが、去る２月21日に開催された議会運営委員会において、会議規則第92条第１項の規定により、総務教育常任委員会へ付託することになりましたので、報告します。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

◎予算審査特別委員会の開催について

議長（杉山和彦君）　議長より、予算審査特別委員会委員、理事者及び関係職員の皆様にお知らせします。

委員長、副委員長を互選するための委員会を３月５日午前10時より大会議室で開催いたしますので、ご参集くださるようお知らせいたします。

◎散会の宣告

議長（杉山和彦君）　本日はこれをもって散会といたします。

大変ご苦労さまでした。

（午後　２時４３分）